

重 要

※ 返還が完了するまで大切に保管してください

—平成27年度—
返 還 の て び き

—あなたの返還金が後輩の奨学金として「リレー」されます—

- ◆ 奨学金は **貸 与** です。
- ◆ 貸与終了後は、必ず **返 還** しなければなりません。
- ◆ 返還金は、後輩達の奨学金となる **大切な資金** です。

納入期限までに必ず返還しましょう。

奨学生番号	
学 校 名 (貸与終了時)	
氏 名	

公益財団法人鹿児島県育英財団

も く じ

返還を始めるみなさんへ	1
貸与終了から返還完了までの流れ	2
I 借用証書及び奨学金返還明細書の提出について	3
借用証書記入例	4
借用証書（控え記入用）	5
奨学金返還明細書記入例	6
奨学金返還明細書（控え記入用）	7
II 奨学金の返還について	8
1 奨学金返還の方法	8
2 月賦返還（口座振替）額	8
3 利用できる金融機関	8
4 手数料	8
5 口座振替手続	9
6 返還完了通知	9
7 返還金納入の督促	9
(1) 延滞利息	9
(2) 返還の督促・催告	9
(3) 滞納者への法的措置	9
III 返還期限猶予について	10
IV 返還免除について	11
V その他の諸届について	11
1 転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について	11
2 連帯保証人変更届について	11
3 その他	11
【各種様式】	
転居・改氏名・転籍・勤務先変更届	12
連帯保証人変更届	13
奨学金返還期限猶予申請書	14
申立書	15
調査書	16
調査書（記入例）	17

返還を始めるみなさんへ

奨学金の返還は、原則口座振替による月賦払での返還となります。

第一連帯保証人や第二連帯保証人と返還計画について話し合い、責任をもって確実に返還してください。

口座振替ができる金融機関は？

口座振替を利用できる金融機関及び契約手数料・振替手数料は次のとおりです。

取扱金融機関	契約手数料	振替手数料
鹿児島銀行（本・支店）	無料	10円
南日本銀行（本・支店）	無料	10円
ゆうちょ銀行（本・支店）	無料	10円

口座振替手続の時期

貸与終了後、速やかに金融機関窓口で直接手続を済ませてください！

第1回目の振替日

貸与終了後7か月目の25日（3月卒業者は10月25日）です。（土日祝日の場合は翌営業日）

第2回目以降の振替日

毎月25日です。（土日祝日の場合は翌営業日）

※ 口座振替日の前日までに、振替手数料を含めた額を口座へ入金してください。

Check!
👉

返還金を滞納したときは、延滞利息が発生します。
届け出た口座の残高不足に注意しましょう！

また、返還金の滞納が続いた場合は、本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人に対し督促状・催告状の送付、関係裁判所への支払督促申立、強制執行申立等の法的措置を行っています。

平成26年度には、300件の支払督促申立を行ったほか、20件の強制執行申立（給与、預貯金などの差押え）を行いました。

貸与終了から返還完了までの流れ

貸与終了
(卒業・退学・辞退等)

口座振替（月賦払）の手続

「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（4枚複写）を鹿児島銀行，南日本銀行又はゆうちょ銀行のうち希望する金融機関窓口へ提出し，【奨学生控】と【学校控】を受領

「借用証書・奨学金返還明細書」及び「口座振替依頼書」（学校控）を学校へ提出

返還期限猶予希望者

- ・引続き在学している者
- ・上級学校等へ進学した者
- ・入学（受験）準備中の者
- ・未就職の者
- ・その他やむを得ない事情で返還困難な者 等

返還期限猶予申請書提出

10, 14~17ページ

返還期限猶予決定

猶予事由終了

返還開始通知を受領（返還開始約2か月前）

残高確認

返還開始

返還者が指定した口座から毎月25日に自動振替

8ページ

返還完了

⚠ 滞納が発生した場合
※延滞利息が発生

本人，第一連帯保証人，
第二連帯保証人に対して

返還の督促・催告

↓
法的措置

I 借用証書及び奨学金返還明細書の提出について

借用金額と貸借関係の確認及び今後の返還方法を確認するための**大切な書類**ですので、**学校から指定された期日までに必ず提出**してください。

【借用証書】

- 1 借用金額
貸与を受けた金額です。卒業予定者は、既に貸与した金額と3月分までの貸与予定額を合計した金額になっています。
- 2 収入印紙
大学、短期大学、産業教育振興奨学生及び交通遺児等奨学生(大学等)は、借用金額に応じた金額の収入印紙を貼り、借用証書に使用した本人の印鑑で割印してください。
なお、**高等学校等奨学生及び交通遺児等奨学生(高等学校等)は不要**です。

【奨学金返還明細書】

- 1 月賦返回数、月賦返還額、最終月賦返還額
それぞれの貸与総額に応じて計算してあります。
- 2 本人の卒業後の住所
返還開始通知や残額通知等を送付しますので、正確に記入してください。
卒業後の住所が決まっていない人は、父母又はこれに代わる人(必ず連絡がとれる人)の住所及び電話番号を記入してください。
- 3 本人の勤務先(進学先)名、住所
正確に記入してください。
卒業後の勤務先や進学先が決まっていない人は、空欄にせず、未定である旨を記入してください。

住所や勤務先(進学先)が決まったり、変更になった場合は、速やかに当財団に「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」(別紙様式12ページ)を提出してください。

【借用証書・奨学金返還明細書に共通する項目】

- 1 第一連帯保証人
あなたや第二連帯保証人と連帯して返還する責任を負います。
原則として父母です。父母(親権者)がいない場合は、兄姉(成年者)等これに代わる者にしてください。
※ 未成年者や自己破産者(免責になった者も含む)など、保証能力がない者は連帯保証人にはなれません。
- 2 第二連帯保証人
あなたや第一連帯保証人と連帯して返還する責任を負います。
第一連帯保証人とは別生計である成年者でなければなりません。
※ 未成年者や自己破産者(免責になった者も含む)など、保証能力がない者は連帯保証人にはなれません。
- 3 親権者
親権者は父母です。あなたが未成年者(借用証書に記入する日付時点で)の場合のみ、記入が必要です。
親権者が第一連帯保証人と同一人でも、必ず署名・押印してください。
- 4 後見人
父母(親権者)がいない場合は、記入が必要です。裁判所の手続によって定められた、父母に代わって親権を行う人(これを未成年後見人といいます)です。

借用証書記入例

- ☆ 黒か紺のボールペンで記入すること。(鉛筆や消せるボールペンは不可)
- ☆ 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人、親権者、後見人は、必ず各自が署名し、各自の印鑑を押印すること。(シャチハタ、スタンプ印不可)
- ☆ 第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし、第一連帯保証人は印鑑登録証明書(提出日の3か月以内に発行されたもの)を添付すること。
- ☆ 記入事項を訂正するときは、誤った部分を二本線で消して、各自の印を押印し、上部に正しい事項を記入すること。(修正液の使用や、用紙を削って訂正することは不可)但し、第一連帯保証人、第二連帯保証人を違う人に変更する場合は、全員の印を押すこと。

第一連帯保証人及び第二連帯保証人については、自己破産者や未成年等、保証能力のない人はなれません。

貸与総額に応じて収入印紙を貼付し、本人の割印をする。
※ 高校生は貼付不要

平成28年3月31日と記入。
 退学・辞退等の場合は、別途送付する記入例を参考にしてください。

原則として父母です。
 父母(親権者)がいない場合は、兄弟等これに代わる成年者を記入(必ず連絡がとれる人)

実印を押印。
 第一連帯保証人は、印鑑登録証明書を添付すること。

実印を押印。
 第一連帯保証人とは別生計(別居独立している者)の成年者であること。
 (父母どちらかの単身赴任や不仲による別居の場合は、別生計ではありません。)

奨学生が未成年者の場合のみ記入

第5号様式

借用証書

一金	6	4	8	0	0	0	円
----	---	---	---	---	---	---	---

1万円未満	非課税
10万円以下	500円
50万円以下	400円
100万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円

1 貴財団貸与奨学生として、上記金額を借用いたしました。については貴財団奨学金貸与規程を守り、別記奨学金返還明細書のとおり、滞りなく返還いたします。
 2 万一奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられたり、奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において、貴財団の指定した日までに、返還未済額の全部を一括返還することを請求されたり、強制執行の手続をとられたりしても異議ありません。また、滞納に関する情報が出身学校長に提供され、学校から支払いを督促されても異議はありません。
 3 貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

平成 28 年 3 月 31 日

本人(自署) { 現住所 鹿児島県鹿児島市東坂元1丁目23-1 桜コーポ101
 氏名 育英 太郎 } **育英太郎** 各自の印鑑

第一連帯保証人(自署) { 現住所 鹿児島県 鹿児島市 東坂元1丁目23-1 桜コーポ101
 氏名 育英 一郎 } **育英一郎** 実印

第二連帯保証人(自署) { 現住所 鹿児島県鹿児島市谷中中央1丁目555-5
 氏名 財団 二郎 } **財団二郎**

(以下は未成年者のみ記入のこと)

親権者(父又は母)(自署) { 現住所 鹿児島県 鹿児島市 東坂元1丁目23-1 桜コーポ101
 氏名 育英 一郎 } **育英一郎**

後見人(未成年者がいない場合に自署) { 現住所
 氏名 } **印**

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

(1) 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人、親権者、後見人は、必ず各自が署名し、各自の印鑑を押印すること。
 また、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし、第一連帯保証人については印鑑登録証明書を添付すること。
 (2) 第一連帯保証人は、原則として保護者(親権者)とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者。
 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者(免責になった者も含む)は不可。
 (3) 高等学校奨学金(旧一般、旧奨学事業補助、再編整備特別、交通遣児)については、収入印紙の貼付は不要とする。

学校担当者	学校担当
族 印	
財 団	
捺 印 者 印	

親権者がいない場合のみ記入

借用証書「本人控え」

※ 学校に提出する前に、「借用証書」をコピーし貼付，又は記載内容を転記してください。

第5号様式

借 用 証 書					
一 金					円
<div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 収入印紙 1万円未満 非課税 10万円以下 500円 50万円以下 400円 100万円以下 1,000円 500万円以下 2,000円 </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 貴財団貸与奨学生として，上記金額を借用いたしました。については貴財団奨学金貸与規程を守り，別記奨学金返還明細書のとおり，滞りなく返還いたします。 2 万一奨学金の返還を怠った場合には，延滞金を課せられたり，奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において，貴財団の指定した日までに，返還未済額の全部を一括返還することを請求されたり，強制執行の手続をとられたりしても異議ありません。また，滞納に関する情報が出身学校長に提供され，学校から支払いを督促されても異議はありません。 3 貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は，住所，所在，住居，勤務先，資産，収入等について，官公庁，金融機関等の関係する団体，法人等又は関係する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。 <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">平成 年 月 日</p> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>本人 (自署) { 現住所 氏名 印</p> <p>第一連帯保証人 (自署) { 現住所 氏名 実印</p> <p>第二連帯保証人 (自署) { 現住所 氏名 実印</p> <p style="text-align: center;">----- (以下は未成年者のみ記入のこと) -----</p> <p>親権者 (父又は母) (自署) { 現住所 氏名 印</p> <p>後見人 (親権者がいない場合) (自署) { 現住所 氏名 印</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿</p>					

- (1) 本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人，親権者，後見人は，必ず各自が署名し，各自の印鑑を押印すること。
 また，第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし，第一連帯保証人については印鑑登録証明書を添付すること。
- (2) 第一連帯保証人は，原則として保護者（親権者）とする。いない場合は，兄弟又はこれにかわる者。
 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は，保証能力のある成年者とし，第二連帯保証人は，第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む）は不可。
- (3) 高等学校奨学金（旧一般，旧奨学事業補助，再編整備特別，交通遣児）については，収入印紙の貼付は不要とする。

学校担当者	
検 印	
財 団	
検 収 者 印	

奨学金返還明細書記入例



本人、第一連帯保証人及び第二連帯保証人は必ず各自が署名してください。
 また、住所は、番地・マンション名まで正確に記入し、本籍地、電話番号も記入漏れがないよう正確に記入してください。
 勤務先名、勤務先住所及び勤務先電話番号も必ず記入してください。

月賦での最低返還月額です。
 記載の金額より増額して返還を希望する場合は、財団へご連絡ください。

注 意

返還開始通知等の重要書類を送付するので、郵便物が確実に届く住所を正確に記入すること。

- 卒業後の住所が決まっていない人は、父母又はこれに代わる人の住所及び電話番号を記入すること。
- 卒業後の勤務先（進学先）が決まっていない人は、その旨記入すること。
- 住所や勤務先が決まったら「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出すること。

第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別居独立している別生計の成年者であること。

奨 学 金 返 還 明 細 書			
学 校 番 号	111111	学 校 名	育英高校
氏 名	育英 太郎	奨学生番号	1234567
生年月日	平成09年 11月 23日生	貸与終了年月	平成28年 03月
貸与終了理由	卒業	返 還 総 額	一金 648,000 円也
返 還 方 法	月賦返還額 5,000 時 毎月 前払月賦返還額 3,000 期 25日	月賦返還回数	130 回
本 籍	鹿児島県鹿児島市大竜町4000		
卒業後の住所	〒(892-0861) 鹿児島県鹿児島市東坂元1丁目23-1 桜J-ボ101		
卒業後の勤務先(進学先)名	丸丸肉事株式会社		
卒業後の勤務先(進学先)住所	鹿児島県鹿児島市宇宿1丁目11-11		
氏 名	育英 一郎	本 籍	鹿児島県 鹿児島市 大竜町 4000
続 柄	父	現住所	〒(892-0861) 鹿児島県 鹿児島市 東坂元 1丁目 23-1 桜J-ボ 101
生年月日	大 40年 1月 10日	電話(固定)	099-111-1111
職業	会社員	電話(携帯)	090-4444-4444
勤務先住所	〒(899-5652) 鹿児島県 始良市 平松 7777-7		
電話番号	0995-55-5555		
氏 名	財団 二郎	本 籍	鹿児島県鹿児島市春日町1234
続 柄	伯父	現住所	〒(891-0141) 鹿児島県鹿児島市谷山中央1丁目 555-5
生年月日	大 38年 9月 25日	電話(固定)	099-666-6666
職業	自営業	電話(携帯)	090-7777-7777
勤務先住所	〒(891-0141) 鹿児島県鹿児島市谷山中央1丁目 555-5		
電話番号	099-666-6666		
備 考			

* ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。
 * 記載事項に異動・変更が生じた場合は、財団へ必ず届け出ること。

記載事項に異動・変更が生じた場合は、財団へ必ず届け出ること！

奨学金返還明細書「本人控え」

- ※ 学校に提出する前に、「奨学金返還明細書」のコピー貼付，又は記載内容を転記してください。
- ※ 上級学校等に進学するなど，返還が困難な場合は，必ず返還期限猶予申請の手続をしてください。
- ※ P8～10をよく読んで，次のメモを記入してください。返還終了予定年月は，この明細書の月賦返還回数を参考にしてください。

【メモ】私の返還開始・終了年月（予定）

返還期限猶予申請しない場合	年 月 開始	年 月 終了
返還期限猶予申請が承認された場合	年 月 開始	年 月 終了

◎ 月賦返還額増額，残額の一部又は全額の繰上返還を希望する場合は，当財団にご連絡ください。

奨 学 金 返 還 明 細 書										
学 校 番 号		学 校 名		フリガナ		奨 学 生 番 号				
氏 名		生 年 月 日		年 月 日生						
貸与終了年月		年 月		貸与終了理由						
返 還 総 額		一 金 円 也		返 還 方 法		月 賦 返 還 額		時 期 毎 月		
月賦返還回数		回		月 賦 返 還 額		時 期		25日		
本 人 (自 署)	本 籍				電 話		電 話			
	卒業後の住所		〒(-)		電 話		電 話			
	卒業後の勤務先 (進学先)名				電 話		電 話			
	卒業後の勤務先 (進学先)住所				電 話		電 話			
第 一 連 帯 保 証 人 (自 署)	氏 名		本 籍		電 話		電 話			
	続 柄		現 住 所		電 話		電 話			
	生 年 月 日		〒(-)		電 話		電 話			
	職 業		勤 務 先 住 所		電 話		電 話			
	職 業		〒(-)		電 話		電 話			
第 二 連 帯 保 証 人 (自 署)	氏 名		本 籍		電 話		電 話			
	続 柄		現 住 所		電 話		電 話			
	生 年 月 日		〒(-)		電 話		電 話			
	職 業		勤 務 先 住 所		電 話		電 話			
	職 業		〒(-)		電 話		電 話			
備 考										

記載事項に異動・変更があった場合は，所定の変更届様式にて，育英財団へ届けること。また，この控えを修正し，下の変更届記録欄にメモしておくこと。

- * ご記入いただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。
- * 記載事項に異動・変更が生じた場合は，財団へ必ず届け出ること。

【変更届記録欄】

月 日						
変更内容						

Ⅱ 奨学金の返還について

1 奨学金返還の方法

奨学金の返還は、口座振替（引落とし）による月賦払いでの返還となります。

- (1) 貸与規程のとおり、卒業した日又は奨学金の貸与を辞退若しくは取消された日から6月を経過した後（7か月目）の、毎月25日に指定の口座から振替をします。
- (2) 振替日が金融機関の休業日（土、日、祝日）にあたる場合は、翌営業日に振替をします。
- (3) 振替日には確実に振替ができるよう、前日（振替日が月曜日の場合は前週の金曜日）までに、月賦額に手数料（10円）を上乗せした金額を入金しておいてください。
- (4) 口座振替ができなかった場合は、翌月の指定日に2か月分振替をします。その際にも手数料（10円×2か月分）が必要となります。

注：残高不足とならないよう指定日前には必ず残高確認をしてください。

2 月賦返還(口座振替)額

- (1) 月賦返還（口座振替）額は、貸与を受けた奨学金の額により定額となります。今回提出する「奨学金返還明細書」に記載されていますので、確認してください。
- (2) 奨学金返還明細書に記載されている月賦額以上の返還を希望する場合は、当財団へご連絡ください。

【参 考】

貸与を受けた奨学金の額	月賦額	貸与を受けた奨学金の額	月賦額
100,000円以下	1,700円	1,000,000円を超え1,200,000円以下	7,500円
100,000円を超え200,000円以下	2,500円	1,200,000円を超え1,400,000円以下	8,400円
200,000円を超え300,000円以下	3,400円	1,400,000円を超え1,600,000円以下	9,200円
300,000円を超え500,000円以下	4,200円	1,600,000円を超え2,000,000円以下	10,000円
500,000円を超え700,000円以下	5,000円	2,000,000円を超え2,600,000円以下	10,900円
700,000円を超え800,000円以下	5,900円	2,600,000円を超えるもの	貸与総額の240分の1
800,000円を超え1,000,000円以下	6,700円		

3 利用できる金融機関

- (1) 鹿児島銀行本支店
- (2) 南日本銀行本支店
- (3) ゆうちょ銀行本支店

※ (1)～(3)の金融機関以外は利用できません。

4 手 数 料

- (1) 契約手数料は無料です。毎月の振替手数料(10円)は自己(返還者)負担となります。
- (2) 月賦額に振替手数料を加算した額を、毎月指定した口座から振替をします。

手 数 料	鹿児島銀行	南日本銀行	ゆうちょ銀行
振替手数料（毎月）	10円	10円	10円

5 口座振替手続

- (1) 学校から配布される「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、「3 利用できる金融機関」のうち**希望する金融機関の本・支店の窓口で手続をします。**(記入例を参考に必要事項を記入し、切り離さずに4枚とも窓口へ提出してください。)
手続の際には、奨学生番号が記入してあるか必ず確認してください。
- (2) 当財団から奨学金が振り込まれていた口座を、振替口座として利用することもできます。その場合も「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を記入し、鹿児島銀行の本支店の窓口で手続をする必要があります。
- (3) 金融機関での手続が終わりましたら、【奨学生控】と【学校控】を受取り、【学校控】を各学校の奨学金担当者へ提出してください。
- (4) 手続は、各学校の締切日までに済ませてください。

6 返還完了通知

返還が完了した翌月以降に「返還完了通知書」を送付します。

7 返還金納入の督促等

(1) 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金を返還すべき期日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、**年利5.0%の割合を乗じた延滞利息が加算**されます。

(2) 返還の督促・催告（文書・電話・訪問）

返還金を滞納した場合には、次のような督促や催告を行います。

① 口座振替不能通知の送付

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、本人へ「口座振替不能について（お知らせ）」を送付します。翌月の指定日に2か月分振替をします。

② 督促状の送付

滞納が発生した場合は、本人、第一・第二連帯保証人へ「督促状」を送付します。指定期日までに滞納額及び遅延利息を返還してください。

③ 催告状の送付

督促状の送付後も入金がなかった場合は、本人、第一・第二連帯保証人へ「催告状」を送付します。指定期日までに返還残額の全部を一括返還してください。
(督促にも係わらず、入金や連絡がない場合は、分割して返還する権利を失い、全額を一括返還することとなります。)

④ 電話督促、訪問督促

滞納者には督促状を送付するほか、当財団職員や出身学校の職員が、本人、第一・第二連帯保証人の自宅や勤務先へ電話をしたり、訪問したりして、直接督促を行います。

(3) 滞納者への法的措置（裁判所への支払督促申立、強制執行の申立）

督促や催告にも係わらず返還に応じない場合は、本人、第一・第二連帯保証人に対し、次のような厳しい措置を行います。

なお、これらの手続に要した費用はあなたの負担になります。

① 支払督促申立

簡易裁判所への**支払督促申立**を行い、返還期限が到来していない分を含め返還残額の全部を請求することになります。

② 強制執行申立

上記①の請求にも係わらず返還がない場合、**地方裁判所への強制執行の申立**を行い、最終的には給与や預貯金等の財産を差し押さえることとなります。

Ⅲ 返還期限猶予について

返還開始は、奨学金の貸与が終了（卒業）、又は取消（退学・辞退等）後、6か月を経過した月（7か月目）からです。

○ 返還期限猶予とは

次の理由で返還が困難になった場合に、**返還期限を先送りするための制度です。**

- ア 高等学校、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、専修学校（高等課程又は専門課程）、大学院に在学しているとき。
- イ 奨学金貸与を辞退した後も在学しているとき。
- ウ 奨学金貸与終了後も卒業期が延びた等、引き続き在学しているとき。
- エ 予備校に在籍しているとき。
- オ 傷病等により就労できず返還が困難なとき。
- カ 入学（受験）準備中のとき。
- キ 低収入（年収130万円程度以下）等により返還が困難なとき。
- ク 未就職のとき。
- ケ その他やむを得ない事情がある場合（※事前に財団へご相談ください）

○ 返還期限猶予の申請について

返還期限の猶予を希望する場合は、**返還期限の到来する1か月前までに**、「奨学金返還期限猶予申請書（別記第7号様式）」（14ページ参照）に下の表の証明書を添付して、財団へ提出してください。手続きが遅れると猶予が認められなくなり、返還が始まります。

また、**返還金の滞納がある場合は**、返還期限の猶予は認められません。滞納解消後、**手続を行ってください。**

※添付証明書一覧

申請の事由	添付証明書	証明書発行者	猶予期間
高校・大学等在学	在学証明書	在学する学校の長	在学期間中
通信制課程在学			1年間 (1年ごとに申請)
各種学校在学	在学証明書	在学する学校の長	在学期間中
予備校在学			1年間 (1年ごとに申請)
傷病	医師の診断書等	医師	
入学(受験)準備中	1. その事実を明らかにする証明書 (例：無職無収入証明書)	出身学校長	
未就職		民生委員	
低所得		市区町村長	
その他やむを得ない事情	3. 調査書 (16ページ参照)	その事実を証明できる第三者	

注)・ **添付証明書は、3か月以内に発行されたものでなければなりません。**

・ その他必要に応じて上記以外の証明書等を添付していただく場合があります。

・ 低収入とは、給与収入で概ね年収130万円程度以下を指します。給与収入以外の場合は、当財団へご相談ください。

大学等への進学以外で猶予の理由が続いている場合は、1年ごとに願出する必要があります。その場合の返還開始は、猶予期間終了月の翌月からとなります。

○ 返還期限猶予の承認

返還期限猶予が認められたら、返還期限猶予承認書を送付します。

IV 返還免除について

返還免除とは

本人が死亡又は心身障害のため返還ができなくなった場合に、連帯保証人からの申請により、奨学金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる制度です。

滞納があるなど、返還状況等により免除できない場合もありますので、事前に財団へご相談ください。

※ 内容によっては、返還期限猶予の申請をしていただく場合もあります。

V その他の諸届について

貸与規程14条の規定により、以下の変更が生じた場合には、本人又は第一連帯保証人が届け出なければなりません。

下記の届出がない場合、当財団からの重要な通知が届かなくなり、滞納の原因の一つになりますので、手続きを必ず行ってください。

変更の届出がなされず滞納となった場合は、催告状をもって、分割して返還する権利を失い、返還未済額の全額の返還を求める場合もあります。

1 転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について

住所・氏名・電話番号・本籍地・勤務先に変更があった場合は、「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出してください。(様式は12ページ参照) ※FAX可

2 連帯保証人変更届について

連帯保証人死亡など、連帯保証人を変更すべき事由が生じた場合は、「連帯保証人変更届」を提出してください。

なお、第一連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。(様式は13ページ参照)

3 その他

諸手続等で不明な点がありましたら、当財団へ連絡してください。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は当財団のホームページからダウンロードしてください。】

転居・改氏名・転籍・勤務先変更届

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり（ 転居・改氏名・転籍・勤務先変更 ）したのでお届けします。
※該当するものを○で囲んでください。

平成 年 月 日

奨学生番号	第	号	奨学生氏名	
(本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください				
フリガナ				
氏 名 (改氏名は変更前)				
変更内容				
転 居	フリガナ			
	新住所	〒		
	電話番号	() -	携帯電話	() -
改 氏 名	フリガナ			
	新氏名			
転 籍	新本籍地	筆頭者氏名		
勤 務 先	勤務先名			
	勤務先住所	〒		
	電話番号	() -		
異動年月日	平成 年 月 日			

通信欄

- 1 住所変更, 氏名の変更, 本籍地の変更, 勤務先の変更等があった場合は, 必ず届けてください。
- 2 ご記入いただいた情報は, 奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は当財団のホームページからダウンロードしてください。】

連帯保証人変更届

平成 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人 (自 署)	奨学生番号	第	号	出身学校名			
	現住所	〒 (-)					
	電話番号	()	-	携帯電話	() -		
	氏名	印					
	勤務先名			職 業			
新 連 帯 保 証 人 (自 署)	(第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください						
	本 籍	筆頭者					
	現住所	〒 (-)					
	電話番号	()	-	携帯電話	() -		
	フリガナ	-----					
	氏名	実印					
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	本人との続柄	
	勤務先名			職 業			
	勤務先住所	〒 (-)					
電話番号	()	-					

旧連帯保証人氏名 ()

変更の事由 ()

- ※ 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
また、第一・第二連帯保証人の印鑑は実印とし、第一連帯保証人を変更する場合は、印鑑登録証明書を添付すること。
- ※ 第一連帯保証人は、原則として保護者（親権者）とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者。
第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年人とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む）は不可。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は当財団のホームページからダウンロードしてください。】

奨学金返還期限猶予申請書

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、下記の理由により、奨学金返還期限を猶予してくださるよう別紙証明書等を添えて、申請します。

なお、猶予期間終了後は、規定により返還を開始します。

平成 年 月 日

本人 (自署)	奨学生番号	第	号	出身学校名		
	住所	〒				—
	電話番号	()	—	携帯電話番号	()	—
	氏名					㊞
連帯保証人 (自署)	住所	〒				—
	電話番号	()	—	携帯電話番号	()	—
	氏名					㊞

1 猶予申請期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

2 理由 由

3 添付した証明書等名

添付証明書等

在学中の場合・・・在学証明書
予備校の場合・・・在学証明書
病気療養等により就労困難の場合・・・医師の診断書
入学準備中の場合や無職の場合・・・無職・無収入証明書等

※ 本人と連帯保証人との印鑑は異なるものを使用すること。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は当財団のホームページからダウンロードしてください。】

申 立 書

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

平成 年 月 日

	奨学生番号	第	号	出身学校名	
本人 (自署)	住所	〒			
	電話番号	()	—	携帯電話	() —
	氏名	Ⓜ			
	住所	〒			
連帯保証人 (自署)	電話番号	()	—	携帯電話	() —
	氏名	Ⓜ			

私は、現在（無職無収入・低所得）であることを申し立てます。
※該当するものを○で囲んでください。

* ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は当財団のホームページからダウンロードしてください。】

調 査 書

申 請 者	[奨学生番号]	[氏名]	⑨
-------	---------	------	---

これまでの返還状況

今回返還期限猶予申請するに至った理由

今後の返還についての見込み

その他特記事項

公益財団法人鹿児島県育英財団

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

調 査 書

申請者 [奨学生番号] 9988776 [氏名] 育 英 華 子 

これまでの返還状況

××ストアに勤務しており、毎月の給与でなんとか返還していた。

今回返還期限猶予申請するに至った理由

体調を崩したため、平成〇年〇月〇日付けで退職した。夫も、不況のためリストラにあい、勤務先を退職したため収入がなくなった。貯金を崩しながら、3人の子どもと高齢の義母を抱えての生活はぎりぎりの状態である。

今後の返還についての見込み

来年の△月までにはなんとか再就職したいと思い、体調を整えながら職を探している。
返還期限猶予が終了した後は、規定に従って必ず返還します。

その他特記事項

M E M O

A large rectangular area with a dashed border and horizontal dashed lines, intended for writing a memo. The lines are evenly spaced and cover most of the page's width and height.

※ 質問や疑問などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号(鹿児島県教育庁内)

公益財団法人鹿児島県育英財団

電話 099-286-5244(直通)

FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp> **鹿児島県育英財団**

検索 

※口座振替日や各種手続き等、返還に関する情報も掲載しています。